

ン』を参照されたいが、以上のことを踏まえて、以下に患者が滞在していた場所に対する環境整備・消毒の方針を示す。公衆衛生関係者には、これらを踏まえて発病者の家族や関係者に対する指導を実施されたい。

(1) 環境整備

1) 床の清掃

有機物にくるまれたウイルスの除去をおこなうために、患者が滞在した場所の床は濡れたモップ、雑巾による拭き取り清掃を行う。その際に洗浄剤を使用するとより効果的である。明らかに患者由来の液体（血液、尿、便、喀痰、唾液等）が存在している箇所は消毒を行う。

2) 患者が接触した箇所の清掃

患者が頻回に接触したと考えられる箇所（ドアノブ、トイレの便座、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、ベッド柵等）についても、濡れタオルや雑巾で拭き取り清掃を行う。洗浄剤を使用するとより効果的である。パソコン、電話、FAX等の電子機器類等、水分が入ることによって故障の可能性のあるものはアルコール製剤による消毒を行う。

3) 壁、天井の清掃

患者由来体液が明らかに付着していない場合は清掃の必要はない。患者由来の液体が付着している場合は当該箇所を広めに消毒する。

4) 食器・衣類・リネン

食器・衣類・リネンは通常の洗浄・清掃でよい。衣類やリネンに患者由来の液体が付着しており、洗濯等が不可能である場合は、当該箇所をアルコール製剤を用いて消毒する。また、可能であれば熱水消毒（80℃、10分間以上）を実施する方法もある。

5) 物品

患者が使用していた物品は、適宜拭き取り清掃を行う。

(2) 消毒について

消毒は次亜塩素酸ナトリウム溶液かあるいはイソプロパノールもしくは消毒用エタノール製剤を用いて行う。

1) 次亜塩素酸ナトリウム溶液

濃度は0.05～0.5w/v%（500～5,000ppm）の溶液を用いる。30分間の浸漬かあるいは消毒液を浸したタオル、雑巾等による拭き取り消毒を行う。消毒剤の噴霧は不完全な消毒や、ウイルスの舞い上がりを招く可能性があり、また消毒実施者の健康障害につながる危険性もあるため、実施してはならない。

2) イソプロパノールもしくは消毒用エタノール

70v/v%イソプロパノールもしくは消毒用エタノールを用いて消毒を行う。消毒液を十分に浸したタオル（ペーパータオル等）、脱脂綿を用いた拭き取り消毒を行う。消毒剤の噴霧は不完全な消毒、ウイルスの舞い上がりを招く可能性があり、推奨されない。

(3) 環境整備の際に着用すべきもの

清掃、消毒等の環境整備を行う際に、実施者はマスク（原則的にサージカルマスク）。ゴーグルもしくは眼を防御するもの、手袋を着用する。手袋は滅菌である必要はなく、頑丈で水を通さない材質のものを使用する。

(4) 手指衛生について

環境整備後あるいは消毒後には手袋を外した後に流水・石鹼による手洗いもしくは速乾性擦式消毒用アルコール製剤による手指衛生を必ず実施する。手指衛生はあらゆる感染対策の基本であり、室内で患者の所有していた物品を触った後、食事配膳前、食事接種前、排便・排尿後にも手指衛生を実施すべきである。また、患者発生後地域において天然痘の流行が発生する可能性があり、外出からの帰宅後にも必ず手指衛生を実施するように指導する。

1. 天然痘対策に関する基礎知識

- (1) 天然痘とは
- (2) 国・地方自治体の対策
- (3) 国民の協力
 - 1) 調査等への協力
 - 2) 予防接種への協力

2. 天然痘国内発生前 (レベル1・2)

- (1) 個人・家庭での準備
 - 1) 情報収集
 - 2) 予防接種の準備
 - 3) 「咳エチケット」の実行
- (2) 市町村での準備
 - 1) 情報収集・提供
 - 2) 予防接種の準備
 - 3) 相談体制の準備

3. 天然痘国内発生後 (レベル3, 4)

- (1) 個人・家庭での対策
 - 1) 情報収集
 - 2) 予防接種
 - 3) 家族のだれかが天然痘を疑わせる症状が起った場合
 - 4) 天然痘発生地域での対策
- (2) 市町村での対策
 - 1) 集団予防接種の実施
 - 2) 情報提供
 - 3) 生活必需品等の援助
 - 4) 相談窓口の設置

個人および一般家庭・コミュニティ・市町村における 感染対策に関するガイドライン

本ガイドラインは、個人及び一般家庭・コミュニティ・市町村における天然痘対策の参考とするために作成したものです。天然痘対策の基本は、新型インフルエンザ対策と共通する点も多く準備することで両者に効果的です。

テロによるウイルスの放出は1回1箇所とは限らず、全国どこでも起る可能性があります。また一人一人の注意対策の積み重ねと協力によって地域での拡大を防ぐには、全国民で取り組む必要があります。早期に対応し拡大を防ぐには、市民の協力が必要となります。また、警察以外にも保健所・検疫所・医療機関や市町村など様々な専門機関と協力した対策が必要となります。個人や市町村での対策の際に本ガイドラインを参考にしてください。

テロによる天然痘が発生する事態は様々であると想定されるため、今後の情勢の変化等を踏まえて、本ガイドラインは、随時見直し、必要に応じて修正を加えますのでご注意ください。

1. 天然痘対策に関する基礎知識

(1) 天然痘とは

○天然痘の初期症状は、急な発熱、咳、全身の痛みなどインフルエンザの症状と同じであり、区別できません。

○天然痘の感染経路は、飛沫感染および接触感染が主ですが、飛沫核感染の可能性もあり得ます。
飛沫感染 発病した人の咳、くしゃみ、つばなどの飛沫とともに放出されたウイルスを吸い込むことによる感染

飛沫核感染 咳くしゃみなどの飛沫が乾燥し空気中を浮遊しているウイルスを吸入することによる感染

接触感染 患者の水疱内容物や咳のしぶきが口、鼻等の粘膜へ接することによる感染

○感染の拡大を防ぐために咳エチケットの実行が重要です。

- ・発病前（潜伏期間中）の人からは他の人に感染することはないと考えられています。
- ・患者の咳等を吸い込んだり天然痘ウイルスが体内に入って（曝露後）から4日以内に予防接種をすれば発病や重症化の予防に効果があると考えられています。この様な方々に早期に知らせ、予防接種を受けて頂く必要があります。
- ・年長の方は以前の予防接種（種痘）を受けているので免疫がある可能性が高いと考えられています。テロ等に備えるために臨時的予防接種が行われていない状況では、1976年まで行われていた定期種痘を受けた人（出生1969年以前はほぼ全員、1970年から76年は一部接種を受けている）には免疫があると考えられています。

病原体の特徴

- ・ 起炎病原体:天然痘ウイルス。
- ・ 自然界の中では比較的安定で低温や乾燥に強いが、紫外線やアルコール、ホルマリンで容易に不活化される。
- ・ 人間が唯一の自然宿主。

潜伏期

- ・ 平均 12~14 日間で、7~17 日間の範囲。
- ・ 潜伏期間中は他への感染力はない。

感染経路

- ・ 飛沫感染が主。衣類などを通じた接触感染や、まれに空気感染もありうる。
- ・ 感染期間は、初期症状出現時から発疹が痂皮化して完全に脱落するまでの期間。

臨床症状

- ・ 初期症状は、急激な発熱、倦怠感などのインフルエンザ様症状。
- ・ その後、一時的に解熱傾向となると同時に発疹が出現。
- ・ 舌、口腔内に有痛性の小紅斑が出現し、その後、発疹が通常は顔面→四肢(手掌足底)→体幹の順に広がる。
- ・ 発疹は体幹部より顔面や四肢末梢側に優位である。
- ・ 発疹は、紅斑→丘疹→水疱→膿疱→結痂→落屑と規則正しく移行する。

検体の種類と採取法と採取法

- ・ 全血:ヘパリン加血(5ml)
- ・ 水疱・膿疱:PBSを0.1~0.2ml入れた注射針(26G)付きの1mlの注射器を疱膜から挿入して、2~3回ポンピングして内容液を採取。
- ・ 痂皮:ピンセットで採取。
- ・ 咽頭スワブ
- ・ 血清

検体の輸送法

各検体とも、基本型三重包装容器を用いて輸送する。4°Cに冷却し、凍結しない。

微生物学的検査法

- ・ 血液塗沫標本や水疱・膿疱液、痂皮の電顕によるウイルス粒子検出、および抗原検出。
- ・ 全血や水疱・膿疱液、ぬぐい液などからのウイルス分離、PCR。
- ・ 血清中の抗体検査。

治療の要点

- ・ 特に感染初期は、ワクチン接種により効果が期待されるため、曝露していることが確実である場合には、発症前であれば接種を試みる。
- ・ 特異的な治療薬はなく、発症後の治療は対象療法が中心となる。
- ・ シドフォビル臨床的有用性を示すデータはないが、臨床比較試験をおこなう意義は残されている。

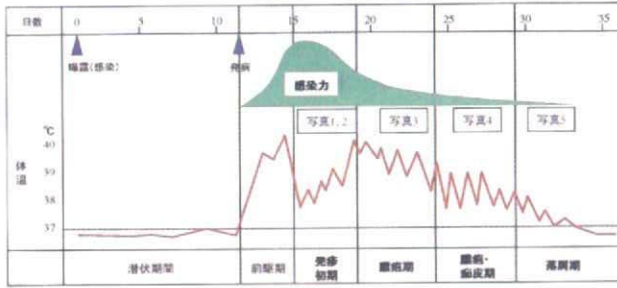


図1 天然痘の臨床経過
(国立感染症研究所 提供)



図2 天然痘の皮疹の時間的変化
WHO ホームページより
(<http://www.who.int/emc/diseases/smallpox/slideset/index.htm>)

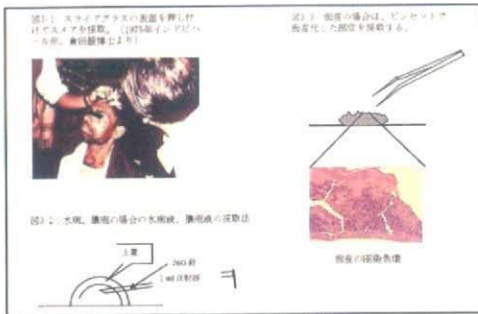


図3: 検体の採取
(国立感染症研究所 提供)

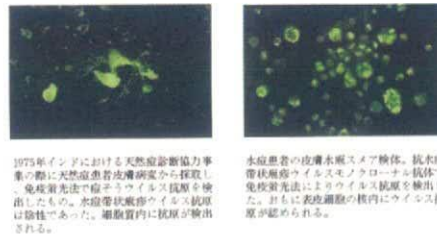


図4 天然痘患者と水痘患者の皮膚病変部位のウイルス抗原検出蛍光抗体法
(国立感染症研究所 提供)

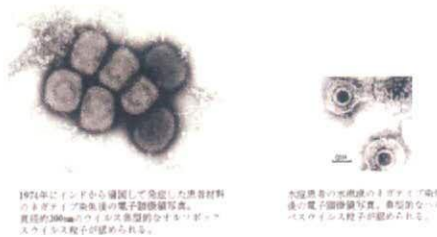


図5 天然痘患者と水痘患者のネガティブ染色電顕像
(国立感染症研究所 提供)

(2) 国・地方自治体の対策

○厚生労働省では、平成17年11月に「天然痘対策行動計画」を策定・公表しています。また、それに基づいた行動訓練等を行っています。さらに、天然痘に対する対応策として、このガイドラインも含め公衆衛生、医療、社会対応の各部門でガイドラインを作成しています。

○さらに、天然痘のまん延を防止するために、ワクチン（種痘）の製造・備蓄など、日本国内への発生に備えた対策を行っています。

○また、地方自治体でも国の行動計画に沿った形、もしくは独自の形で天然痘対策の行動計画やマニュアルを策定しています。各自治体の衛生部局や保健所のホームページ等で掲示されていますので参考にしてください。

(3) 国民の協力

(東京消防庁の作成のテロ対策マニュアルを参照し、住民等への協力の内、警察への通報は直接感染対策とは言い難いので省き、生活上の不便や制約への協力を修正して取り入れた。また、調査および予防接種への協力要請を加えた。多数への伝達のために放送・通信事業者への協力要請は取り入れた。)

1) 調査等への協力

○テロにより天然痘が発生した場合には、被害拡大および感染拡大防止のために、ご自身・家族等の健康状態や立ち寄り先・会った人などの情報が必要となります。保健所等職員による調査へのご協力をお願いします。

○テロ等による天然痘の被害拡大および感染拡大防止のために生活上の不便や制約等が生じることがありますので、国民の皆様のご協力をお願いします。

2) 予防接種への協力

○通常の天然痘には予防接種が効果的です。さらに、病原体に暴露後（患者の咳などを吸い込んだり、病原体が体内に入った後）であっても4日以内の予防接種により発病を防ぐことができると期待されています。このため、予防接種の勧めを保健所や市町村などから受けた場合には、ご協力をお願いいたします。

2. 天然痘国内発生前 (レベル1・2)

(1) 個人・家庭での準備

○天然痘に対する準備は、新型インフルエンザへの備えおよび通常のインフルエンザ対策の延長線上にあります。共通した準備を整えることで感染症に備えて下さい。

1) 情報収集

○天然痘が発生した場合、国及び地方自治体はその状況および国民一人一人に求められる対策について広報を行います。これらを迅速に入手するためには、テレビ・新聞・雑誌等のマスメディアやインターネットによる情報収集が有力な手段です。テロ発生時にはこれらのマスメディアの協力も得て情報提供に努めますが、住んでいる地域の状況については、地方自治体が提供する情報をもっとも地域に密着したものであると考えられます。

以下に、主な公的情報源を例示するので参考にしてください。

○公的情報源の例

都道府県・保健所・市町村の情報

各都道府県・保健所・市町村はポスター掲示、ウェブサイト、相談窓口等を準備しており、特にその地域にお住まいの方への情報やお知らせが発信されますので、随時確認して下さい。（参考資料1 参照）

2) 予防接種の準備

○天然痘発生時には、集団での予防接種を行う事があります。予防接種が効果的と言われておりますので、保健所や自治体からの情報をどのように得るか事前に確認しておいて下さい。また、保健所等からの指示に従い落ち着いて予防接種を受けて下さい。

○天然痘発生時に、発熱性・発疹性の疾患にかかると天然痘との区分が難しく自宅待機などの行動制限や接触者の調査等の対応等で混乱を招くことがあります。麻疹（はしか）や通常のインフルエンザ等の法に基づく予防接種を受けると共に、天然痘と似た症状を起こす水痘（水ぼうそう）、についても予防接種を受け感染を予防することが大切です。

3) 「咳エチケット」の実行

○家族や他の人への感染を防ぐため、熱、咳、くしゃみ等の症状のある人は必ずマスクを着ける、手洗いなど咳エチケットの実行が大切です。咳エチケット（参考資料2参照）は通常のインフルエンザの予防にも有効ですから、今からその実行をお願いします。

○外出後のうがいや手洗いを日常的に行い、流行地への渡航、人混みや繁華街への外出を控えることも重要です。また、十分に休養をとり、体力や抵抗力を高め、日頃からバランスよく栄養をとり、規則的な生活をし、感染しにくい状態を保つことも大切です。

(2) 市町村での準備

○天然痘に対する準備は、新型インフルエンザへの備えおよび通常のインフルエンザ対策の延長線上にあります。住民との情報交換・提供とそれによる協力が必要であり、発生前の準備が必要です。また、予防接種が効果的と言われておりますので、集団接種などその準備が必要です。

1) 情報収集・提供

○テロを想定した状況に置ける情報収集・提供の基本的考え方

経験したことがない感染症の発生であり、感染不安等によるパニックの予防が重要となります。疾患とその対応方法および自治体・国等の対応の手順と内容を、迅速・簡潔に広く知らせることが必要です。

○1. (3)で挙げた情報源等を中心に情報を収集し、保健所等との連携の下、地域住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるような体制を整えることが重要です。

○多数の住民に迅速に情報を伝えるにはマスメディアが有用です。放送事業者や電気通信事業者等に事前に協力を依頼するなどして、多様な情報伝達手段の確保に努めます。

○また、感染者の社会的な差別や偏見が起こらないように、正しい情報を得ること、感染症は誰にでも罹患する可能性があること等、広報等を通じて住民に啓発することも重要です。

2) 予防接種の準備

予防接種の方針や具体的方法については行動指針など国・都道府県の指示に沿って行う事となります。以下の指針をご参照下さい。

3) 相談体制の準備

天然痘はテロとして起り稀な疾患でもあるため、住民の不安は大きいと想定されます。十分な相談を行うには、事前に準備をすることが必要です。保健所等との役割分担や紹介の体制、相談マニュアルや担当者の教育などが必要です。

3. 天然痘国内発生後（レベル3, 4）

(1) 個人・家庭での対策

1) 情報収集

○情報には、①国・地方自治体の提供する情報、②企業が提供する情報（商業ベースのものとはそうでないものがある）、③マスコミが提供する情報、④噂・デマ情報などがあり、媒体も広報・新聞・雑誌・テレビ・インターネットなど様々です。

○しかし、中には情報の信憑性・根拠に関して問題のあるものもあり、特に噂情報には虚偽のものが含まれることが多く、こうした情報によってパニックを起こさないように正確な情報を得て、冷静に対応することが重要です。

○天然痘に限らず、感染症は誰にでも起こる可能性があります。発症者に対する偏見や差別は厳に慎んで下さい。

2) 予防接種

○天然痘発生時には患者発生状況により地域での集団予防接種を行う必要があります。保健所や自治体からの情報に従って落ち着いて予防接種をお受け下さい。

○患者との接触やテロによる暴露の可能生が明らかな人には、保健所等から予防接種の案内がありますので、この指示にご協力下さい。

○医療や治安、ライフラインの維持などは国民生活を守るためには必須であり、これらが途絶えると直ちに日常生活や経済に深刻な影響を及ぼします。そのため、天然痘流行前に接種される天然痘ワクチンに関しては、こうした社会機能の維持を担当する方に優先的に投与する可能性のあることをご理解下さい。

○なお、年長の方は以前の予防接種（種痘）を受けているので免疫がある可能性が高いと考えられています。テロ等に備えるために臨時的予防接種が行われていない状況では、1976年まで行われていた定期種痘を受けた人（出生1969年以前はほぼ全員、1970年から76年は一部接種を受けている）には免疫があると考えられています。

3) 家族のだれかが天然痘を疑わせる症状が起った場合

○発熱・発疹などの天然痘を疑う症状が起った場合、事前連絡なく近医を受診すると、待合室等で他の患者さんに感染させてしまう「二次感染」のおそれがあります。症状が起った場合は、まず発熱・皮疹相談センター（天然痘が発生した場合に保健所等に臨時に設置される）に連絡し、発熱・皮疹外来など（都道府県等が指定する医療機関など）を受診して下さい。併せて予防接種に関する指示をお受け下さい。天然痘発生地から帰国した方等の場合は特に注意が必要です。また、都道府県や、市町村、保健所から、情報が提供されますので、随時確認するようにしてください。

* 発熱・皮疹相談センター

：発熱や発疹を有する患者さんからの相談を受ける施設。都道府県・保健所を設置する市又は特別区が保健所等に設置する。

* 発熱・皮疹外来：発熱や皮疹を訴える患者さんに対し、直接通常の外来を受診するのではなく、

他の症状の患者さんから離れた場所で外来診察を行うシステム。天然痘感染・発症を否定されれば通常の外来での診察になり、天然痘であれば感染症指定医療機関等に入院・治療等が行われる。

○医療機関を受診する時に限らず、外出時や家庭内でも、咳をする際には「咳エチケット」に十分注意をして、周囲に感染させないように心がけて下さい。

○患者に接触した家族や友人などは自宅待機を要請されることがあります。また状況に応じて予防接種が行われることがありますので、保健所からの連絡をよく聞き、ご協力をお願いします。

○天然痘を発症した人がマスクをすることによって他の人に感染させないという効果は認められています。発症を疑った際に直ちに使うことができようマスクは準備しておきましょう。

ただし、テロにより発生した天然痘の感染予防に、まだ感染していないヒトがマスクや手洗いをして効果があるかどうかは、共通認識が得られていません。

4) 天然痘発生地域での対策

○天然痘が発生した地域では、知事等の指示により集会の自粛や移動の制限が求められることがあります。その際には自らの感染防止と感染の拡大防止のためにご協力をお願いいたします。

○知事等の指示がない段階でも、地域での感染を防ぐために、人がたくさん集まる催し物は可能な限り延期していただくか、直接対面しない方法を考慮してください。

○学校は一定期間休校になることがあります。また、学校に行かない子どもたちが、地域で多数集まれば休校による感染防止の効果がなくなりますので、地域で子どもたちが集まらないようにする必要があります。

○不要不急の外出の差し控え 感染拡大を極力回避するために、食料等の生活必需品の買出しや独居家庭への見回りなどのやむをえない外出以外の不要不急の外出は極力差し控えることが望まれます。(地域によって事情が異なることが多いため、市町村が等からの指示に注意しご協力をお願いします。)

(2) 市町村での対策

1) 集団予防接種の実施

○集団接種 天然痘発生時には患者発生状況により地域での集団予防接種行う必要があります。このため、住民への情報提供、接種場所の確保、接種従事者の確保、住民など人の移動などが必要となり、市町村にその実施の責任があります。

天然痘に対する予防接種の方針や具体的方法については行動指針など国・都道府県の指示に沿って行う事となります。以下の指針をご参照下さい。

○臨時的予防接種が行われていない状況では、1976年まで行われていた定期種痘を受けた人(出生1969年以前はほぼ全員、1970年から76年は一部接種を受けている)が抵抗性を持つと考えられています。感染者に接する可能性がある職員は免疫を持つ可能生がある者が優先的に従事するなど、地域の状況に合わせて対策を実施する必要があります。

2) 情報提供

○テロを想定した状況に置ける情報収集・提供の基本的考え方

経験したことがない感染症の発生であり、感染不安等によるパニックの予防が重要となります。疾患とその対応方法および自治体・国等の対応の手順と内容を、迅速・簡潔に広く知らせることが必要です。

○根拠のない虚偽の噂情報や差別につながる情報を助長しないように監視することも重要です(国や都道府県との連携で各種情報を確認する)

3) 生活必需品等の援助

○地域で天然痘が集団発生、流行した地域では外出の自粛・交通の制限などを要請することがあります。

○その場合は、生活の維持のために必要な住民への援助が行われる場合も想定されます。新型インフルエンザ等のために予め策定した計画に基づき、町内会、自治会等コミュニティと連携して生活必需品の配達を円滑に行うことが求められます。

4) 相談窓口の設置

○住民からの専門的な相談は、一義的には保健所が担いますが、保健所は患者の搬送、入院措置、積極的疫学調査などの業務で多忙を極め、住民からの相談に十分に応じることができない事態も考えられます。

○予防接種については市町村が行う事が想定されています。そのため、予防接種の場所や実施方法などに関する相談は行う事が求められます。

○各市町村は、住民の不安や疑問に十分に答えるために、保健所での専門的な相談と分担するなど相談体制の拡充を図る必要があります。市町村保健センターに天然痘に関する専用相談窓口・専用相談電話等を設け、疾患に関する相談、生活相談や自治体の行う対応策についての質問など、出来る限り広範な内容の相談・問い合わせを受けられる体制を整えることが望まれます。

参考資料

1. 天然痘に関するウェブ上での情報源

国の情報

厚生労働省ウェブサイト <http://www.mhlw.go.jp/>

国立感染症研究所のウェブサイト <http://www.nih.go.jp/niid/index.html>

同研究所の感染症情報センターのウェブサイト <http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>

警察庁のウェブサイト <http://www.npa.go.jp/>

外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp>

都道府県・保健所・市町村の情報

各都道府県・保健所・市町村においてウェブサイトが開設されており、そこから情報や住民へのお知らせが発信されているので参考にされたい。

世界の情報

世界保健機関(WHO)のウェブサイト

<http://www.who.int/csr/disease/smallpox/en/index.html>

<http://www.who.int/mediacentre/factsheets/smallpox/en/>

鳥インフルエンザ http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/

インフルエンザ <http://www.who.int/csr/disease/influenza/en/>

2. 「咳エチケット」

*咳・くしゃみの際はティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ1m以上離れる。

*呼吸器系分泌物(鼻汁・痰など)を含んだティッシュをすぐに蓋付きの廃棄物箱に捨てられる環

境を整える。

*咳をしている人にマスクの着用を促す。

マスクはより透過性の低いもの、例えば、医療現場にて使用される「サージカルマスク」が望ましいですが、通常の市販マスクでも咳をしている人のウイルスの拡散をある程度は防ぐ効果があると考えられています。

一方、マスクを着用していても、ウイルスの吸入を完全に予防できるわけではありません。

*マスクの装着は説明書をよく読んで、正しく着用して下さい。

1 天然痘発生時の情報提供・共有の基本的考え方

- 天然痘発生に備え、情報の収集・提供体制を整備しておくとともに、情報提供に際して、盛り込むべき内容、提供方法や表現等の留意事項について予めリスト化を図っておくことが必要である。
- 天然痘発生時の対策を有効に実施するためには、国内未発生時に、行政や関係機関に加え、企業レベル、国民レベルでの対応を検討しておくことが重要であり、国や都道府県においては積極的に国民の関心を高めるべく、天然痘に関する情報を提供するとともに、国民、住民からの意見を求める機会の確保に努めることが重要である。
- 天然痘については過去の疫学的知見を活用するものの、現代における流行規模や国民への健康影響度等は現時点では予測しがたい。また、人為的な病原体改変や撒布方法による特殊な発生様式を呈する可能性を十分に考慮する必要がある。このため、発生時には対策の有効性を高める点から正確な情報を早急に適切な手法により伝えることが重要である。
- 発生時、国民がどのような情報を必要としているかの把握に努め、国民の健康を守り、感染の拡大を防ぐ観点から、行政サイドで入手している情報の可能な限りの提供に心がけつつも、いたずらに不安を助長するような情報の氾濫を招くことなく、適切な情報をより効果的に伝達できるような対応を行うことが必要である。
- 患者のプライバシーや人権に配慮した情報提供を行うことが重要である。
- 人為的なテロ行為による発生の可能性を考慮し、司法当局との情報共有に務める。

天然痘対策ガイドライン（レベル2以降）

情報提供・共有（リスクコミュニケーション）に関するガイドライン【概要】

天然痘発生時の情報提供・共有の基本的考え方

- 発生する前から積極的に情報提供。
- 国内での感染事例発生時には正確な情報を早急に適切な手法により伝達。
- 情報提供に際して盛り込むべき内容、提供方法や表現等の留意事項について予めリスト化。
- 個人のプライバシーや人権に配慮した情報提供。

レベル1

国

国内外の天然痘発生が疑われる状況について随時情報収集し、必要に応じて記者発表

自治体（都道府県）

必要に応じて住民へ情報提供

レベル2以降

国

- 天然痘対策本部を開催し、本部長（厚生労働大臣）からレベル2の宣言。
- 情報提供体制の強化（毎日複数回、提示の定例記者会見の実施）
- コールセンターの設置

自治体（都道府県）

- 情報提供体制の強化（毎日複数回、定時の定例記者会見の実施）
- コールセンターの設置

※発生地域の公表の考え方

国内発生時は、市町村名までを公表。患者のプライバシー保護に十分留意。ただし、接触者への公衆衛生対策上必要な場合はその程度に応じて、接触者の感染が疑われる場所と時期を発表。

2 レベル1における対応

(1) 国における対応

1) 情報収集体制の整備

① 国外発生情報の収集

ア 情報収集の組織体制・人員の特定と配置

- 厚生労働省においては、国外の天然痘の発生が疑われる情報及び最新の知見を収集する者を特定し、常にその情報収集を行うこととする。
- 国立感染症研究所においても、国外の天然痘の発生が疑われる情報及び最新の知見を収集する者を特定し、常にその情報収集を行うこととする。
- 厚生労働省と国立感染症研究所は日常的に収集した情報の共有を行う。

イ 収集情報内容

情報収集にあたっては次の内容を含むものとする。

- ① 発生国・地域
- ② 発生日時・発表日時
- ③ 病原体の特定状況（確定例 or 疑似例）
- ④ 感染源に関する情報
- ⑤ 健康被害の状況（感染の広がり、発症の広がり、重症例・死亡例の広がり）
- ⑥ 健康被害の内容（症状の内容・重傷度）
- ⑦ 現地での対応状況（初動体制、具体的対応内容）
- ⑧ 住民・国民の反応状況
- ⑨ 諸外国・WHO 等関係機関の動き
- ⑩ 発信情報のソース・信頼度

ウ 国外発生情報の収集源

- WHO
- 諸外国（外務省在外公館を通じての情報入手）
- GOARN¹
- 研究者ネットワーク

¹ GOARN Global Outbreak Alert and Response Network

世界規模の流行の発生に対応するために、2000年に世界保健機関（WHO）が立ち上げた世界中の感染症関係機関等のネットワーク。感染者等の情報収集、重要情報の発信、発生国における早期対応の技術的支援等を目的として運用されている。我が国では国立感染症研究所が参加している。

② 国内発生情報の収集

ア 情報収集の組織体制・人員の特定と配置

- 厚生労働省においては、国外の天然痘の発生が疑われる状況及び最新の知見を収集する者を特定し、常にその情報収集を行うこととする。
- 国立感染症研究所においても、国外の天然痘の発生が疑われる状況及び最新の知見を収集する者を特定し、常にその情報収集を行うこととする。
- 厚生労働省と国立感染症研究所は日常的に収集した情報の共有を行う。

イ 収集情報内容

- ア) の収集源より、発生に関する随時の情報収集を行う。

ウ 国内発生情報の収集源

国内での発生情報については、次の情報源から収集する。

- 感染症法に基づく届出
- 検疫所からの報告情報
- 都道府県等自治体からの連絡
- 国立感染症研究所からの連絡

2) 情報提供体制の整備

① 広報・情報提供体制

- 必要に応じて、関係記者会には周知を図る。
- 自治体・関係機関への情報提供を行う体制を整備する。

② 広報媒体と広報内容

ア 国民向け広報

- 記者発表（各国の発生状況、対応状況等）
- インターネット（基本情報、リアルタイムの発生情報等）
- その他（リーフレットの作成等により行政の具体的な対応内容、国民の立場から行うことが必要な対応等について周知を図る。）

注）発生段階・状況に応じた発表内容のひな形を予め準備しておく（チェックリスト化を図る（別添リスト例参照））。

イ 医療関係者向け広報

- アに加え、必要に応じて国立感染症研究所ホームページ、医学雑誌等を通じ専門的知識の普及を図る。

(2) 自治体における対応（都道府県等における対応）

1) 自治体内発生情報の収集

ア 情報収集の組織体制・人員配置

- 本庁においては、常にその情報収集を行うこととする。
- 保健所においても管内の天然痘の発生が疑われる状況を収集する者を特定し、常にその情報収集を行うこととする。
- 自治体内の各関係機関との情報連絡網を整備する。
- 医師会等を通じて医療機関に対し、発生状況の報告体制の強化の呼びかけを行う。
- 情報収集組織者の情報共有体制を構築しておく。
- 地方衛生研究所にて本庁及び保健所が収集した情報の集約及びその分析を行い、本庁感染症担当部局と情報共有を図る体制を検討する。

イ 収集情報内容

情報収集にあたっては次の内容を含むものとする。

- 発生地域
- 発生日時
- 病原体の特定状況（確定例 or 疑似例）
- 感染源に関する情報
- 健康被害の状況（感染の広がり、発症の広がり、重症例・死亡例の広がり）
- 健康被害の内容（症状の内容・重傷度）
- 現地での対応状況（初動体制、具体的対応内容）
- 住民の反応状況
- 発信情報のソース・信頼度

ウ 情報収集源

- 感染症法に基づく届出
- 医療機関等からの報告
- その他

2) 情報提供体制の整備

① 広報・情報提供体制

- 必要に応じて、関係記者会には周知を図る。

② 広報媒体と広報内容

- 記者発表（地域の発生が疑われる状況、対応状況等）
- インターネット（基本情報、発生が疑われる情報等）
- その他

注）発生段階・状況に応じた発表内容のひな形を予め準備しておく（チェックリスト化を図る（別添リスト例参照））。

③ 市町村における対応

- 市町村においても、情報収集・提供体制を整備し、国及び都道府県等が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。
- また、市町村職員間での情報共有体制を整備する。

(3) 国と自治体の連携

1) 情報共有体制

- 国から自治体への情報提供に際しては、FAX送付と一斉メールを併用することとし、この旨予め自治体には周知を図っておく。
- 自治体から国への情報提供に際しては、国側で情報の送付先を特定の上、予め自治体に周知を図っておく。自治体からの送付にあたっては、原則文書化し、FAXまたはメールで送付の上送付した旨を送付先担当者に電話連絡する。
- 国と自治体の連絡体制の効率化の点から、具体的連絡内容の電話による伝達は極力避け、文書の送付の確認等に限定することとする。

2) 共有すべき情報内容

- 国は次の情報については原則自治体に提供する。
 - 記者発表事項（天然痘の発生状況に関する情報等）
 - 天然痘に関する最新の知見
- 自治体は感染症法に基づき報告する事項のほか次の情報については原則国に提供する。
 - 記者発表事項

3. レベル2以降の対応

(1) 国における対応

1) 情報収集体制の整備

① 国外発生情報の収集

ア 情報収集の組織体制・人員配置（特定）

- 厚生労働省においては、国外の天然痘の発生状況及び最新の知見を収集する者を特定し、常にその情報収集を行うこととし、レベル1までの体制を強化する。
- 国立感染症研究所においても、国外の天然痘の発生状況及び最新の知見を収集する者を特定し、常にその情報収集を行うこととし、レベル1までの体制を強化する。
- 厚生労働省と国立感染症研究所は日常的に収集した情報の共有を行う。

イ 収集情報内容

情報収集にあたっては次の内容を含むものとする。

- 発生地域
- 発生日時・発表日時
- 病原体の特定状況（確定例 or 疑似例）
- 感染源に関する情報
- 健康被害の状況（感染の広がり、発症の広がり、重症例・死亡例 の広がり）
- 健康被害の内容（症状の内容・重傷度）
- 現地での対応状況（初動体制、具体的対応内容）
- 住民の反応状況
- 諸外国・WHO 等関係機関の動き
- 発信情報のソース・信頼度
- 予防方法、治療方法、対処方法等に関する情報

ウ 情報収集源

- WHO
- 諸外国（外務省在外公館を通じての情報入手）
- GOARN
- 研究者ネットワーク

② 国内発生情報の収集

ア 情報収集の組織体制・人員の特定と配置

○厚生労働省においては、国外の天然痘の発生状況及び最新の知見を収集する者を特定し、常にその情報収集を行うこととする。

○国立感染症研究所においても、国外の天然痘の発生状況及び最新の知見を収集する者を特定し、常にその情報収集を行うこととする。

○厚生労働省と国立感染症研究所は日常的に収集した情報の共有を行う。

イ 収集情報内容

ウの収集源より、発生に関する随時の情報収集を行う。

ウ 国内発生情報の収集源

国内での発生情報については、次の情報源から収集する。

- 感染症法に基づく届出
- 検疫所からの報告情報
- 都道府県等自治体からの連絡
- 国立感染症研究所からの連絡

2) 厚生労働省における情報提供体制

- 天然痘に関する広報官とその代理を（実務ラインの）対策責任者とは別に特定する。
- レベル2以上の状況が察知された段階で、天然痘対策本部（本部長：厚生労働大臣）を開催し、本部長からの宣言を行う。ワクチン接種戦略の変更にあたっては、対策推進本部と都道府県が同時に宣言を行う。

- 毎日複数回定時に定例記者発表を実施し、必要に応じて随時発表を行う。
- 随時ホームページの改編により最新の発生状況等を公表する。

3) 提供情報の内容

【国外発生情報】

天然痘の国外発生状況については、次の内容を含むものとする。情報提供にあたっては、WHO等公的機関が公表する情報をベースとし、発生状況のみならず、当該時点における我が国への流入の危険性の評価、予防方法等についても極力情報提供を行うものとする。

- 発生状況（地域、国名、都市名等）
- 確定または疑似の状況
- 健康被害の状況
- 我が国への感染拡大の危険性の評価
- 対応、予防方法（特にWHO等公的機関が公表するもの）

【国内発生情報】

天然痘の国内発生状況については、次の内容を含むものとする。

- 発生状況
- 確定または疑似の状況
- 健康被害の状況
- 対応、予防方法
- 行政対応
- 問い合わせ先
- その他

また、発生状況の公表にあたっては、患者のプライバシーの保護に十分留意し、個人が特定される情報については、公表を差し控えることとする。なお、発生地域の公表にあたっては、都道府県名、市町村名までを公表することとするが、感染者との接触者への感染危険性を考慮し、当該接触者への公衆衛生対策上必要な場合はその程度に応じて、接触者の感染が疑われる場所、時期、移動先等を発表するものとする。こうした発表の対応については、マスコミ関係者と予め検討をおこなっておく。